

情報提供

平成20年5月20日

次世代育成支援のための新たな制度体系の  
設計に向けた基本的考え方について

社会保障審議会少子化対策特別部会におきましては、昨日  
5月19日の同特別部会における議論を踏まえて、「次世代  
育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考  
え方」をとりまとめましたので、お届けいたします。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

- 「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。
- 引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

## 1 基本認識

### ～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ～新制度体系に求められる要素～

- ① 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ② 普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③ 連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

### 《全体的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

### 《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

## 7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

## 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

## 基本的考え方

平成20年5月20日  
社会保障審議会  
少子化対策特別部会

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、6回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方にに基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

### 1 基本認識

#### (1) 新制度体系が目指すもの

(すべての子どもの健やかな育ちの支援)

- 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

(結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現)

- 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

(働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

- また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

### (未来への投資)

- 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来への投資」であるという視点を共有する必要がある。

### (2)新制度体系に求められる要素

#### (包括性・体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方にに基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。

※ 次世代育成支援に関する給付・サービスについては、

- ・ 現物給付として、保育・放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護など
- ・ 現金給付として、児童手当・育児休業給付などが含まれる。

これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

#### (普遍性)

- 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

#### (連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。

### (3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担

- 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい(※)。今後、サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りするようなことはあってはならない。

※児童・家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2～3%であるのに対し、日本は1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める児童・家族関係社会支出は4%に過ぎず、欧州諸国と比較しても、とりわけ人生前半期に対する社会支出が際だって低い。

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

## 2 サービスの量的拡大

### (1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

### (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討していく必要がある。その際には、仕事と生活の調和や働き甲斐、キャリアパスなど、人材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

### 3 サービスの質の維持・向上

#### (1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討すべきである。

#### (2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要である。

### 4 財源・費用負担

#### (1) 社会全体による費用負担

○ 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。

○ また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

## (2)地方財政への配慮

○ 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。

○ その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。

○ 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

## (3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

## (4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

## (5)その他

○ また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

# 5 保育サービス提供の仕組みの検討

## (基本的考え方)

○ 希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。



○ 保育サービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。

併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。

- ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
- ・ 情報の非対称性
- ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
- ・ 選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること
- ・ 子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること

○ 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育サービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づく。)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

(保育サービスの必要性の判断基準)

○ 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、全国どこでも必要な保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を各地域で適切に判断できる新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

(利用方式のあり方)

○ 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。

○ その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者が情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。

○ また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

(地域特性への配慮)

- さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。
- また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意した対応が必要である。とりわけ、少子化が進行している過疎地域においては、地域の保育機能や子育て支援機能の維持向上が図られるように、実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

(幼保連携)

- 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、生後4ヶ月までの全戸訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービスを行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- 親の成長の支援の必要性等も踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

## 7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に行い、制度の弾力性、持続可能性を図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、祖父母、高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものもあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。
- 地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を探るべきである。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要とされる。

## 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけではなく、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、0歳児保育、延長保

育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、父親も母親も家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきである。

- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育て期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇を確保することが重要である。
- 地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

## 終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者(子育て当事者をはじめとして、広く将来の利用者も含む)、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的な議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

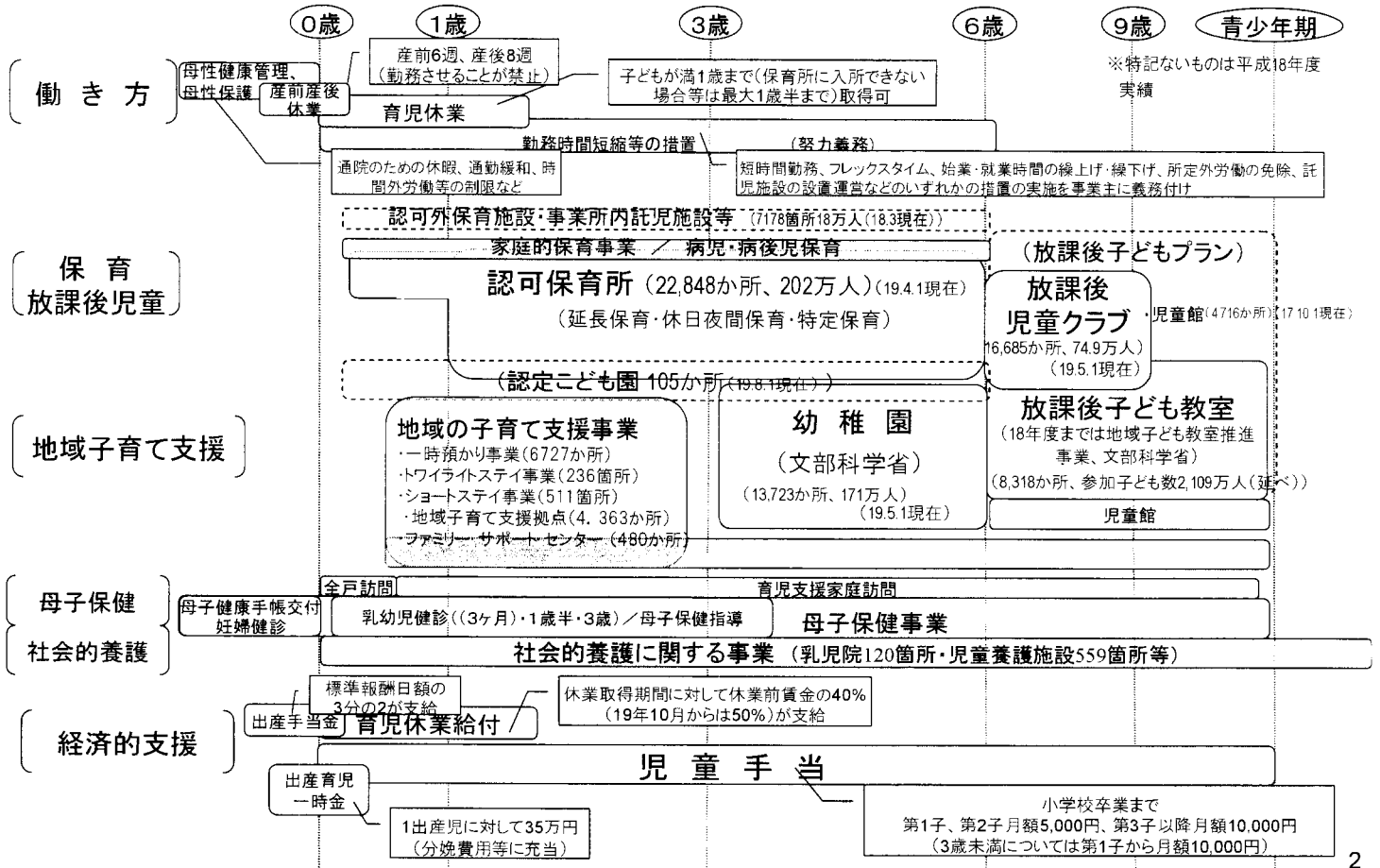
# 次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方

## 参考資料集

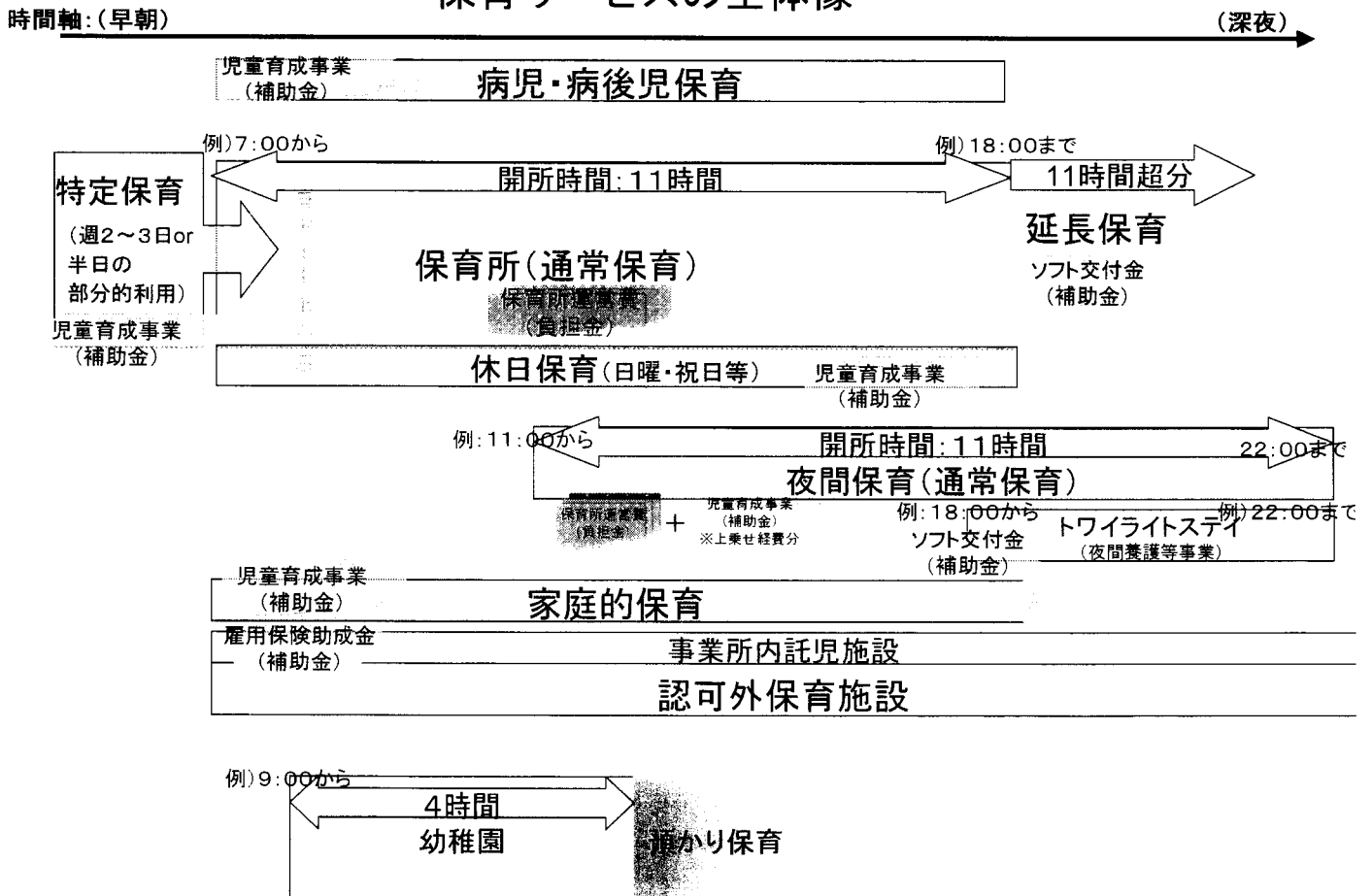
### 目次

- 1 次世代育成支援全般
  - 次世代育成支援に関係する制度の現状【P2】
  - 保育サービスの全体像【P3】
- 2 サービスの量的拡大関係
  - (1) 各種サービス量の現状と潜在需要
    - 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)【P4】
    - 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P5】
    - 保育所待機児童の現状【P6】
    - 放課後児童クラブの待機児童数等の推移【P7】
    - 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P8】
  - (2) 各種サービスの地域格差
    - 3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】【P9】
    - 小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)【P10】
    - 妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況(平成19年8月現在)【P11】
    - 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況【P12】
- 3 サービスの質の維持・向上関係
  - 保育の質を支える仕組み【P13】
  - 保育士等の給与額、年齢、勤続年数【P14】
- 4 財源・費用負担関係
  - (1) 各国の次世代育成支援に対する支出負担の現状
    - 各国の児童・家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)【P15】
    - 各国の社会支出全体に占める児童・家族関係社会支出の割合【P16】
    - 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の財源構成(推計)の国際比(対GDP比)【P17】
  - (2) 今後追加的に必要となる社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より)仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計【P18】
- 5 保育のサービス提供の仕組みの検討関係
  - 保育所利用の仕組み【P29】
  - 認可保育所の入所基準(政令)―「保育に欠ける」の判断基準―【P30】
  - 市町村の入所選考基準の例(K市)【P31】
  - 都道府県別幼児教育の普及状況(5歳児)【P32】
- 6 その他
  - 多様な主体の参画・協働による子育て支援事例【P33】
  - 社会的養護の現状について【P35】
  - 社会的援護体制の整備状況と自治体間格差【P36】
  - 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針【P37】

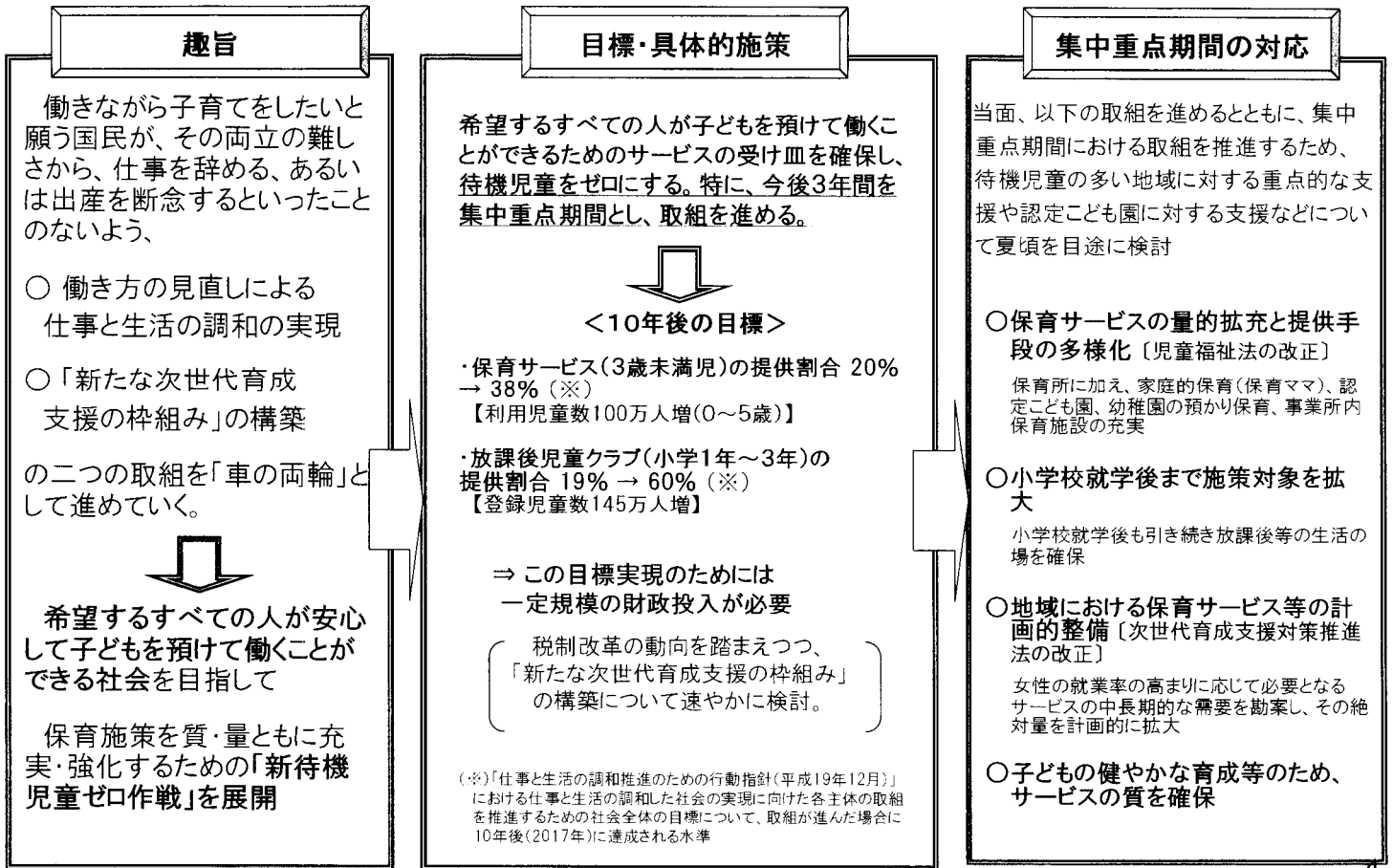
# 次世代育成支援に関する制度の現状



## 保育サービスの全体像

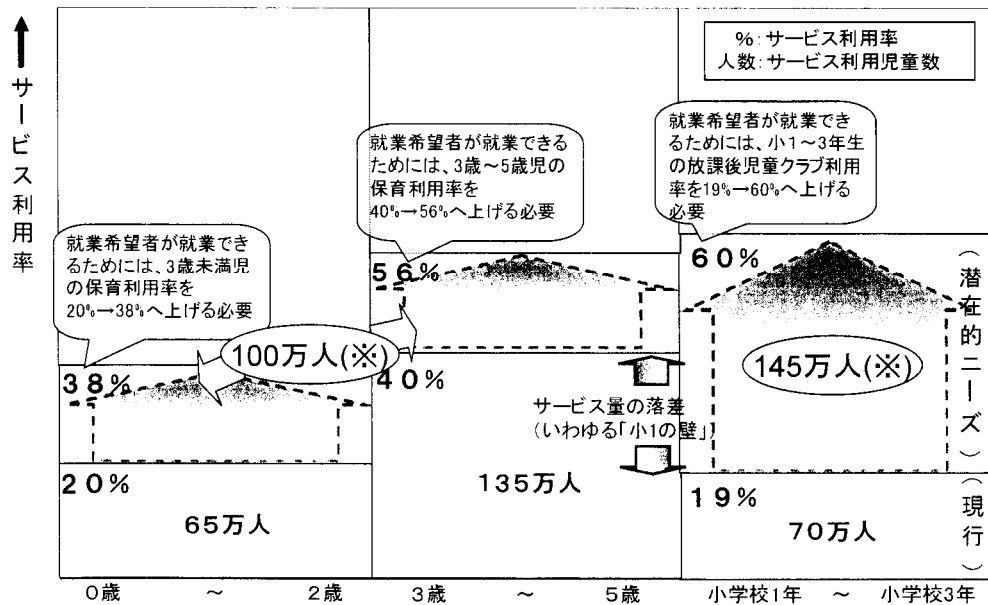


# 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)



## 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、若い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。(0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数(2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

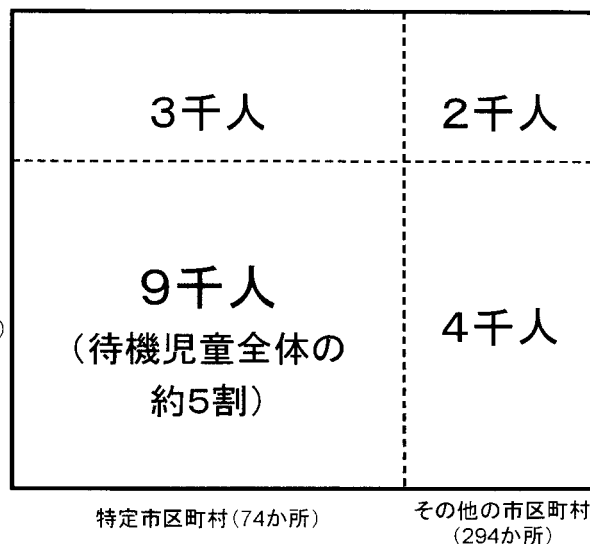
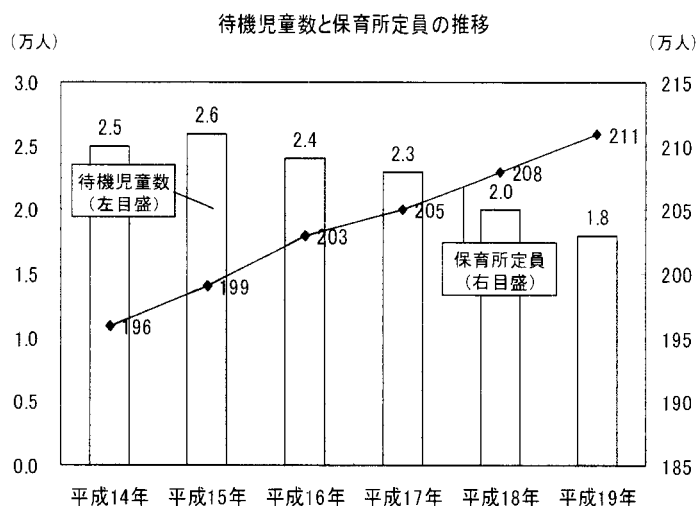
単価(事業費ベース・月額)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

# 保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

## 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

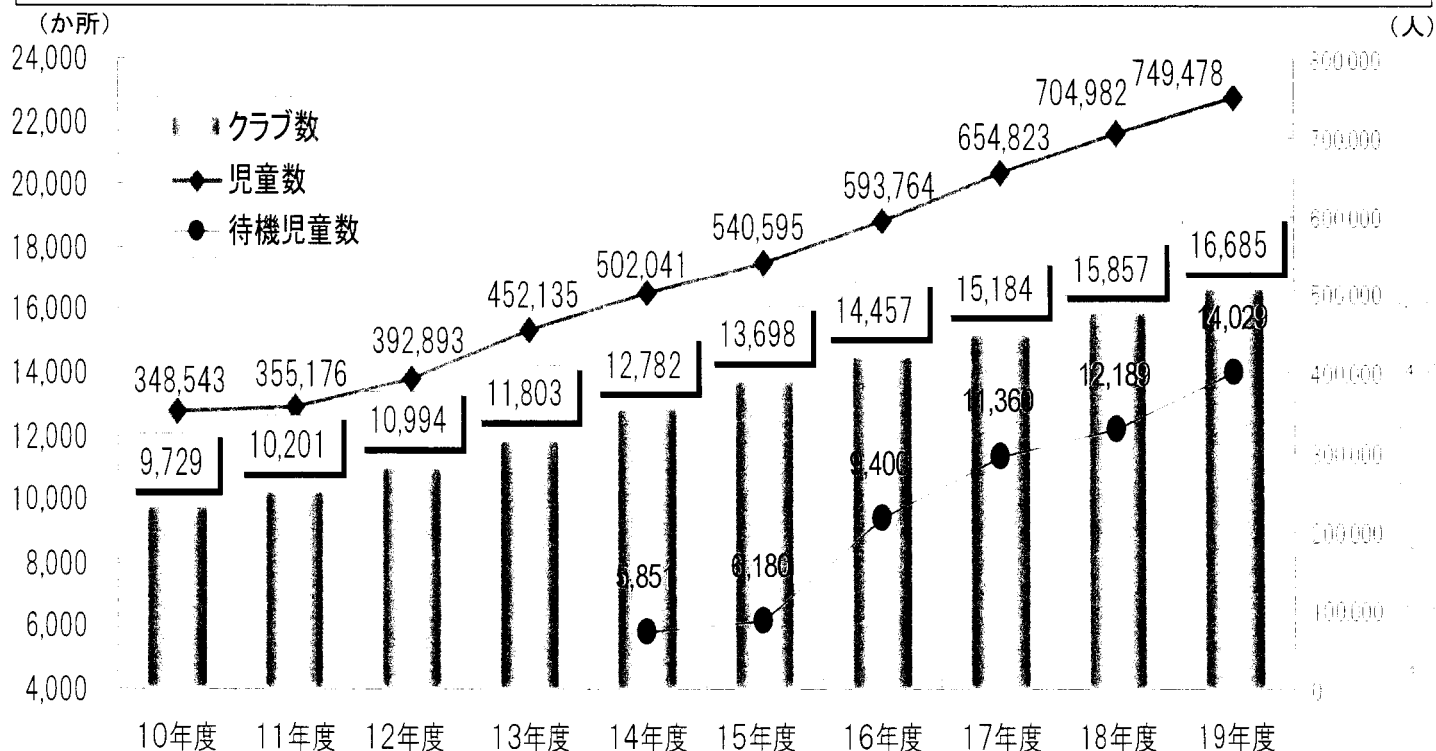
## 【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。  
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

## 放課後児童クラブの待機児童数等の推移

- 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

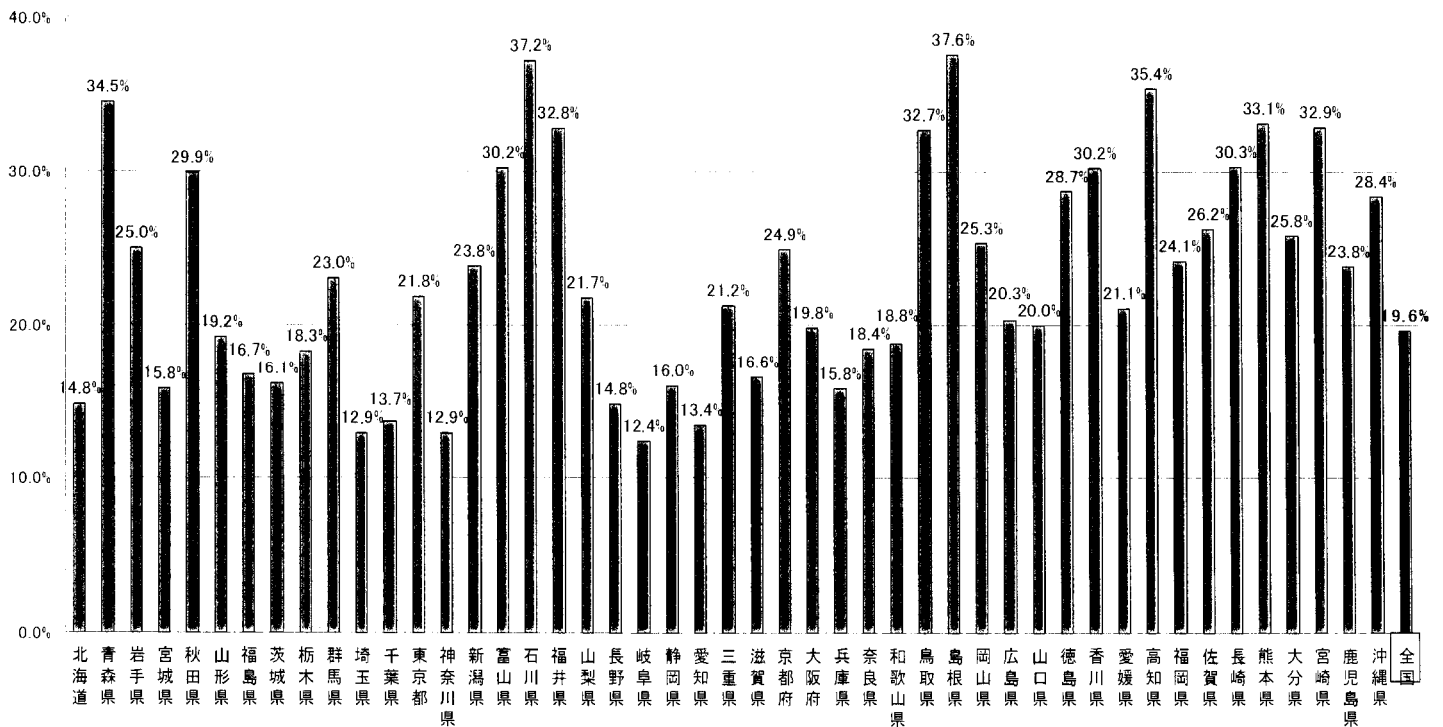


## 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

事業名	2004年度末時点	現状 (2007年度交付決定ベース)	2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」)
通常保育事業(保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
延長保育事業	13,086か所 (うち民間分8664箇所)	9540か所(民間分のみ)	16,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	72か所	140か所
休日保育事業	607か所	875か所	2,200か所
特定保育事業	24か所	927か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
病児・病後時保育事業	496か所	735か所	1,500か所
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	—	1063市町村	全市町村 (現在1795市町村)
育児支援家庭訪問事業	96市町村	784市町村	全市町村 (現在1795市町村)
一時保育(一時預かり)事業	5,651か所	7213か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
トワイライトステイ事業	134か所	236か所 (平成18年度実績)	560か所
ショートステイ事業	364か所	511か所 (平成18年度実績)	870か所
地域子育て拠点事業	2,936か所	4,409か所	6,000か所
ファミリーサポートセンター	344か所	540か所	710か所

8

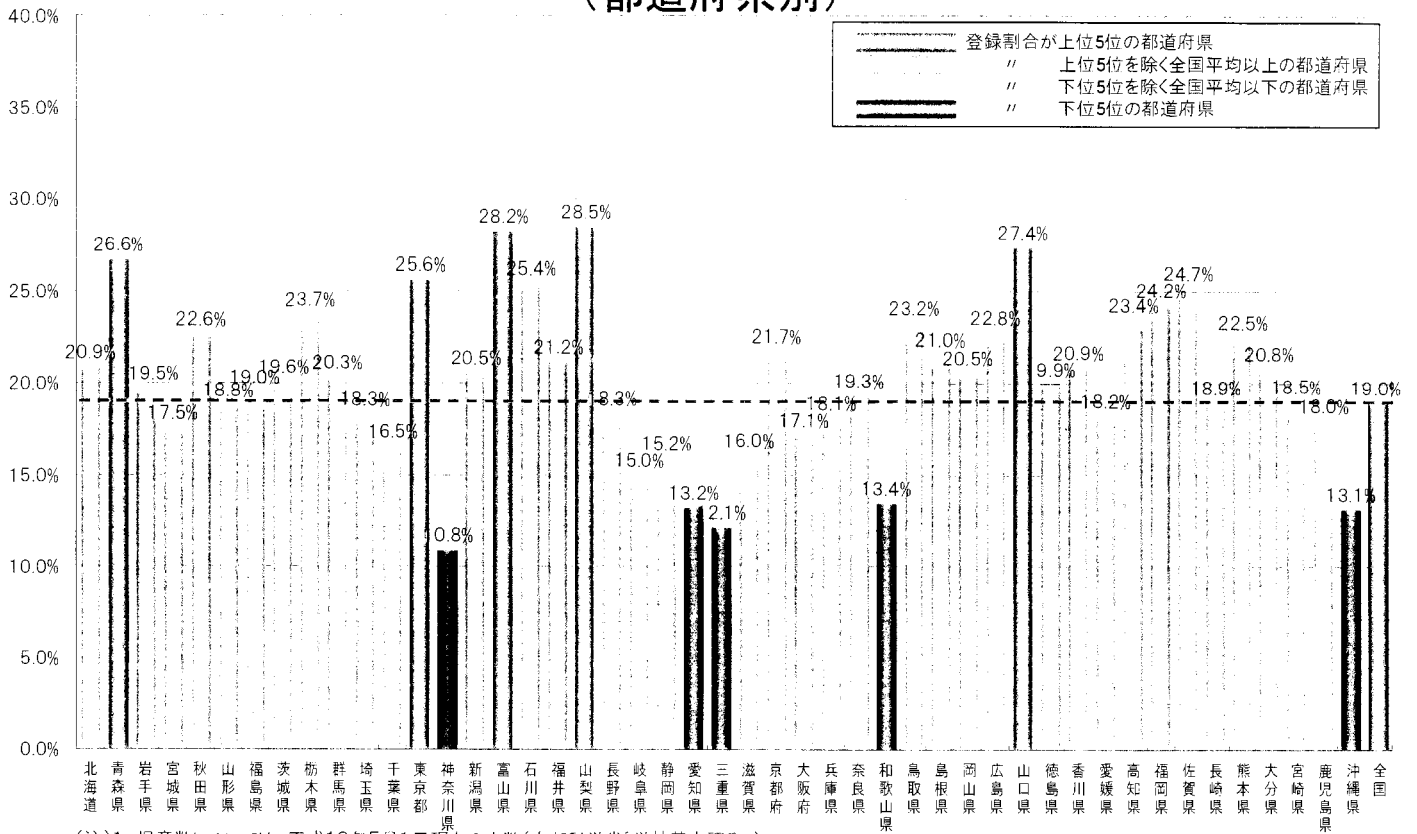
## 3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】  
 ※「保育所利用児童(3歳未満児)」：福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】  
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

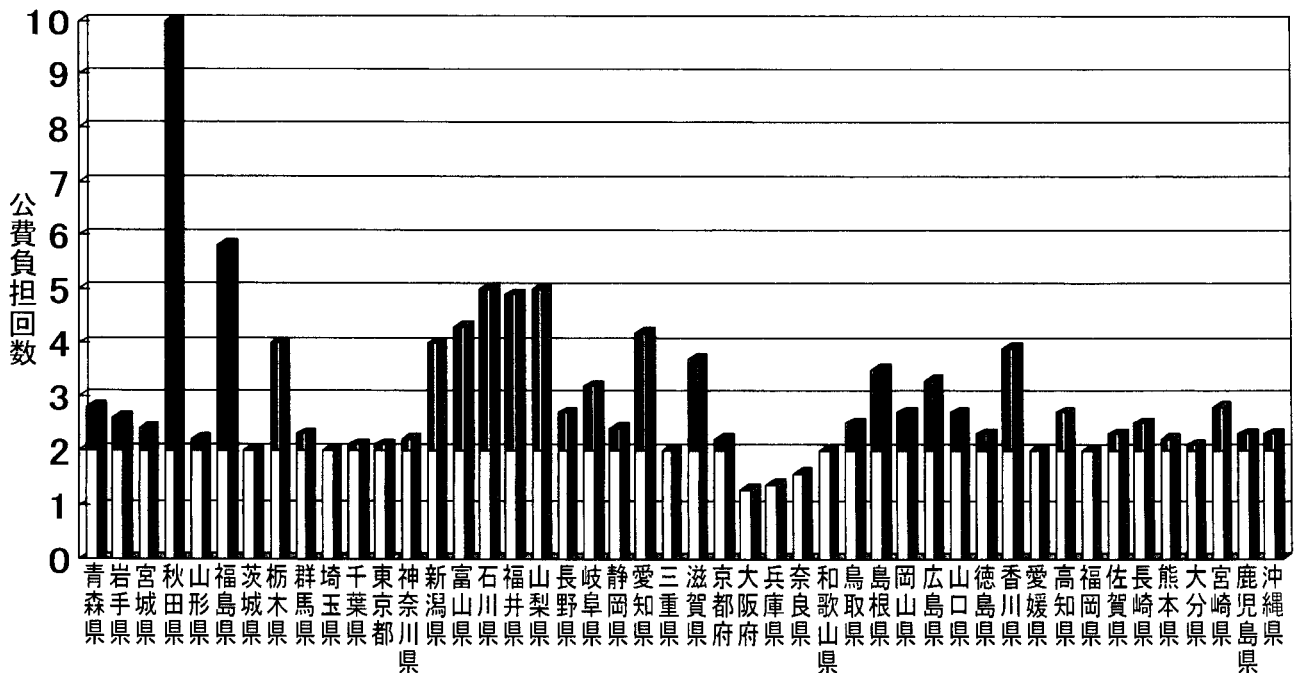
9

# 小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合 (都道府県別)

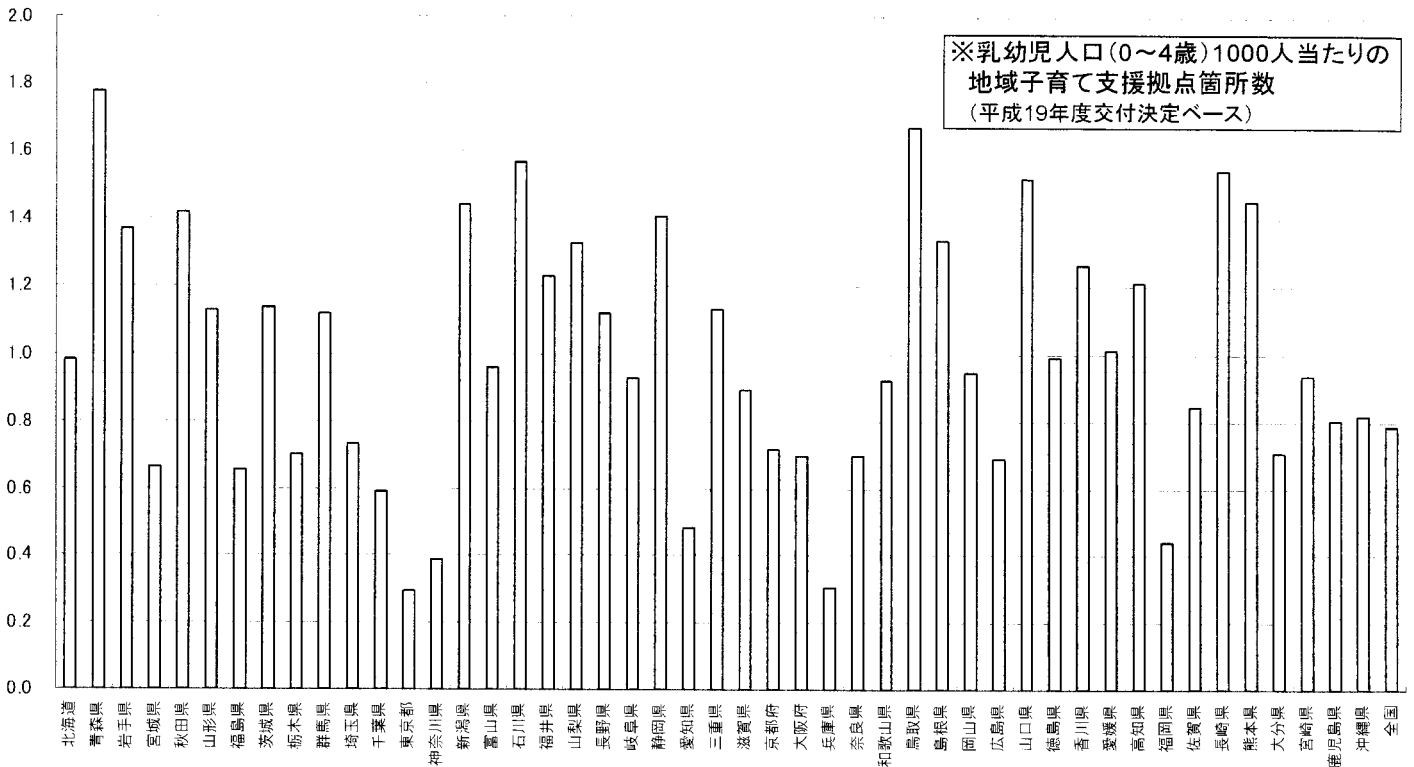


(注) 1. 児童数については、平成19年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査」)。  
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。  
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

# 妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況 (平成19年8月現在)



# 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。  
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

## 保育の質を支える仕組み

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">保育環境</div>	<p><b>児童福祉施設最低基準</b> (職員配置、施設設備等)</p> <p>○保育士の配置基準</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1:3</td> <td>1:6</td> <td>1:20</td> <td>1:30</td> </tr> </tbody> </table> <p>○嘱託医、調理員の配置                      ○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置</p>	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	1:3	1:6	1:20	1:30
0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児						
1:3	1:6	1:20	1:30						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">職員</div>	<p><b>保育士資格</b> (指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)</p>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">保育内容</div>	<p><b>保育所保育指針(本年3月に告示化の予定)</b> (保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)</p>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">監査、評価</div>	<p><b>都道府県による監査</b> 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)</p>								

## 保育士等の給与額、年齢、勤続年数

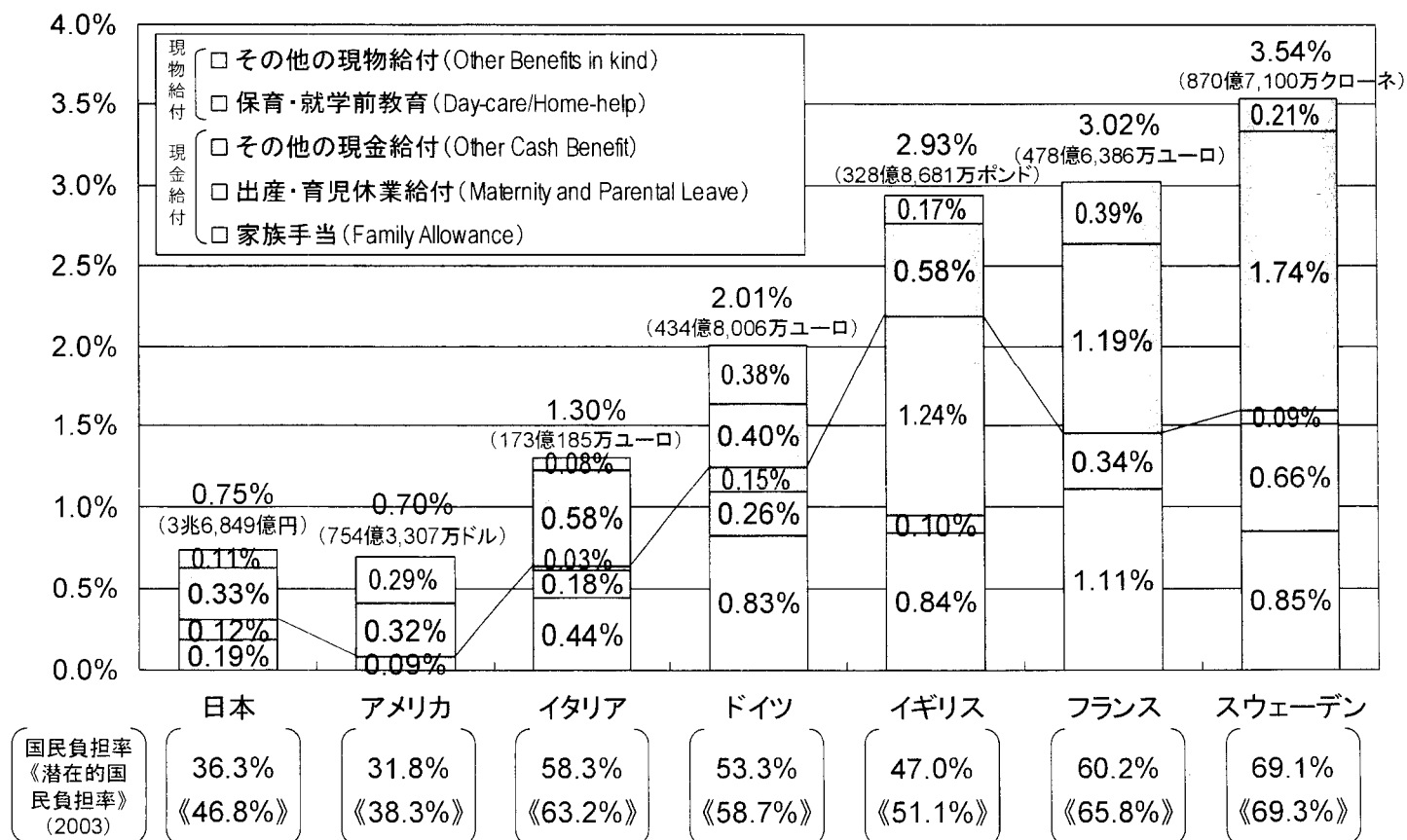
区 分	きまって支給する現金給与額	年 齢	勤続年数
保育士	21.8 万円	32.8 歳	7.6 年
ホームヘルパー	20.2 万円	43.6 歳	4.4 年
看護師	31.8 万円	36.2 歳	7.1 年
幼稚園教諭	21.9 万円	30.6 歳	6.7 年
全産業平均	33.1 万円	41.0 歳	12.0 年

出典：平成18年賃金構造基本統計調査

※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない

※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控除する前の額

## 各国の児童・家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



# 各国の社会支出全体に占める児童・家族関係社会支出の割合

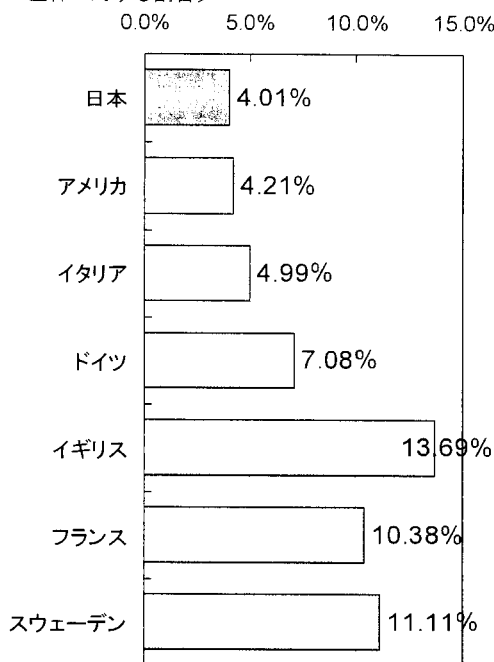
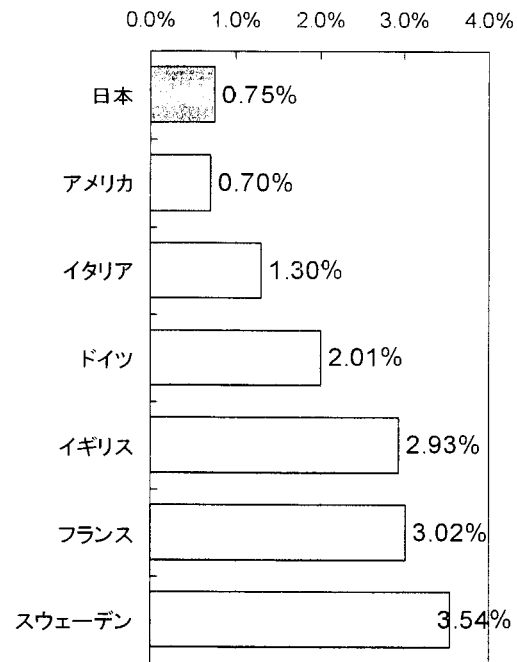
○ OECD基準による児童・家族分野への社会支出の対GDP比(2003年)

○ OECD基準による社会支出のうち、児童・家族分野への支出割合(2003年)

○ 備考

[児童・家族関係の給付の国民経済全体に対する割合]

[児童・家族関係の給付の社会保障関連給付全体に対する割合]

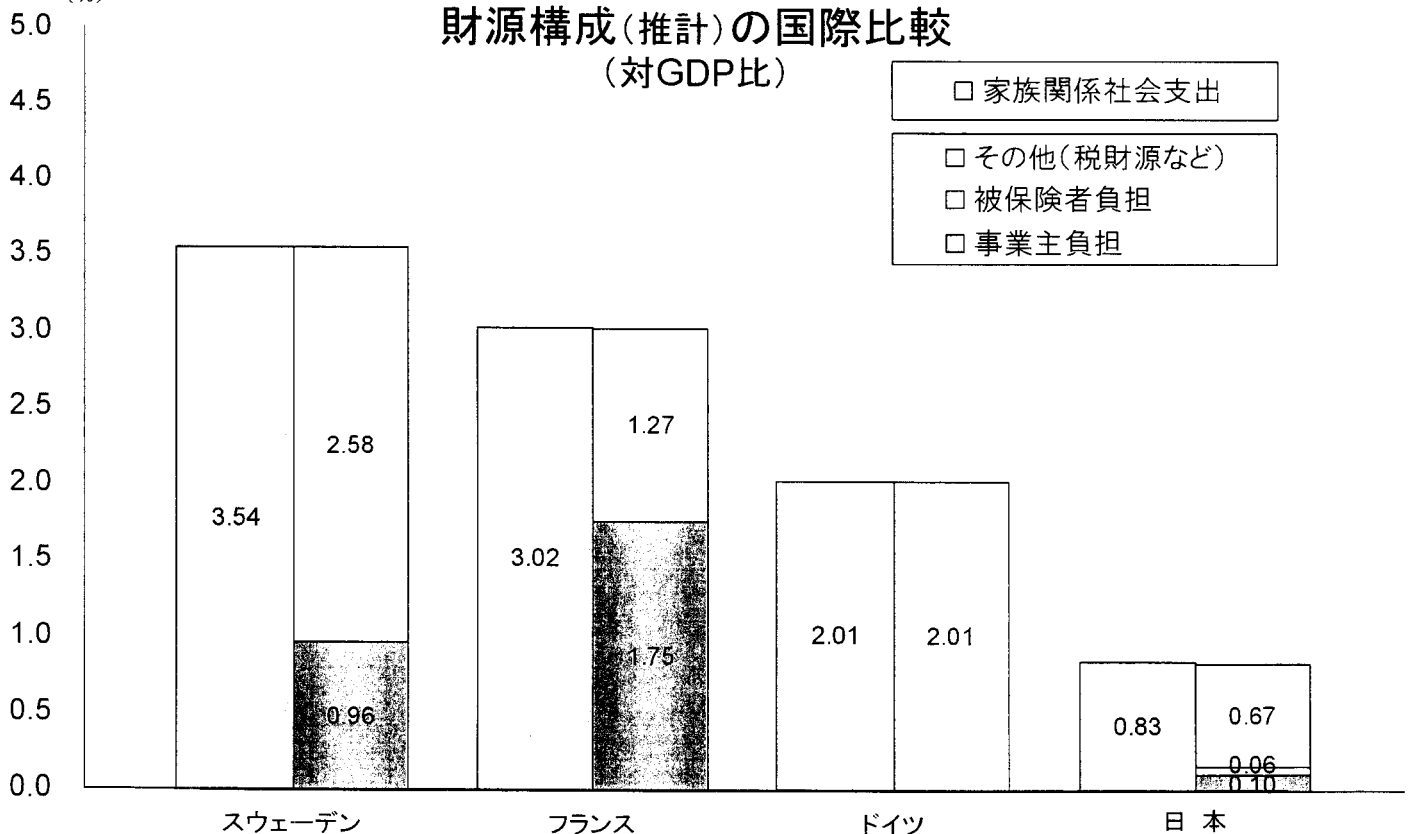


	社会支出全体の対GDP比(2003年)	国民負担率《潜在的国民負担率》(2003年)
日本	18.6%	36.3% 《46.8%》
アメリカ	16.6%	31.8% 《38.3%》
イタリア	26.0%	58.3% 《63.2%》
ドイツ	28.4%	53.3% 《58.7%》
イギリス	21.4%	47.0% 《51.1%》
フランス	29.1%	60.2% 《65.8%》
スウェーデン	31.9%	69.1% 《69.3%》

(注) 児童・家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付(児童手当等)、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用、就学前教育費など

資料: OECD "Social Expenditure Database 2007" (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「平成17年度国民経済計算確報」による。) 16

## 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

# 仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える 給付・サービスの社会的なコストの推計（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より）

児童・家族関連社会支出額（19年度推計）  
約4兆3,300億円  
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2～3%）



推計追加所要額 1.5～2.4兆円  
（Ⅰ 約1兆800億円～2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円）

## I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額（19年度推計） 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円～2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援（特に3歳未満の時期）
  - ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇（現在38%→55%）に対応した育児休業取得の増加
  - ・ 0～3歳児の母の就業率の上昇（現在31%→56%）に対応した保育サービスの充実（3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用）
  - ・ スウェーデン並みに女性の就業率（80%）、保育（3歳未満児）のカバー率（44%）が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
  - ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇（現在小1～3年生の19.0% → 60%）

## II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額（19年度推計） 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
  - ・ 未就学児について月20時間（保育所利用家庭には月10時間）の一時預かり利用に対して助成

## III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額（19年度推計） 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
  - ・ 望ましい受診回数（14回）を確保するための妊婦健診の支援の充実
  - ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
  - ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
  - ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施（「放課後子どもプラン」）

18

※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。

※ これは、現行の給付・サービス単価（利用者負担分を含まない）をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。

※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。

※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。

※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。


# 次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

○ 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。

平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値) 4兆3,300億円			
<b>国</b> 1兆1,500億円 (27%)	<b>地方公共団体</b> 2兆3,400億円 (54%)	<b>事業主</b> (保険料、拠出金) 5,100億円 (12%)	<b>被保険者本人</b> (保険料) 3,400億円 (8%)

20

## 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	 <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本 来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。</li> <li>また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)</li> </ul>
保育所	<p>市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公立</div> 【市10/10】	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。</li> </ul>
児童手当	<p>市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">私立</div> 【国1/2、県1/4、市1/4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。</li> <li>地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。</li> <li>児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。</li> </ul> <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賸われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	<p>市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公務員</div> 【所属庁10/10】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の福祉に密接につながることで、地方も一定の負担。</li> <li>現在及び将来の労働力確保の観点から、事業主も一定の負担。</li> </ul>
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	<p>市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非被用者(自営等)</div> 【国・県・市各1/3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、国の負担による補助を行うもの。</li> </ul>







## 次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

### 【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

### 【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

26

## 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

#### 【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

#### 【社会保険による場合の課題等】

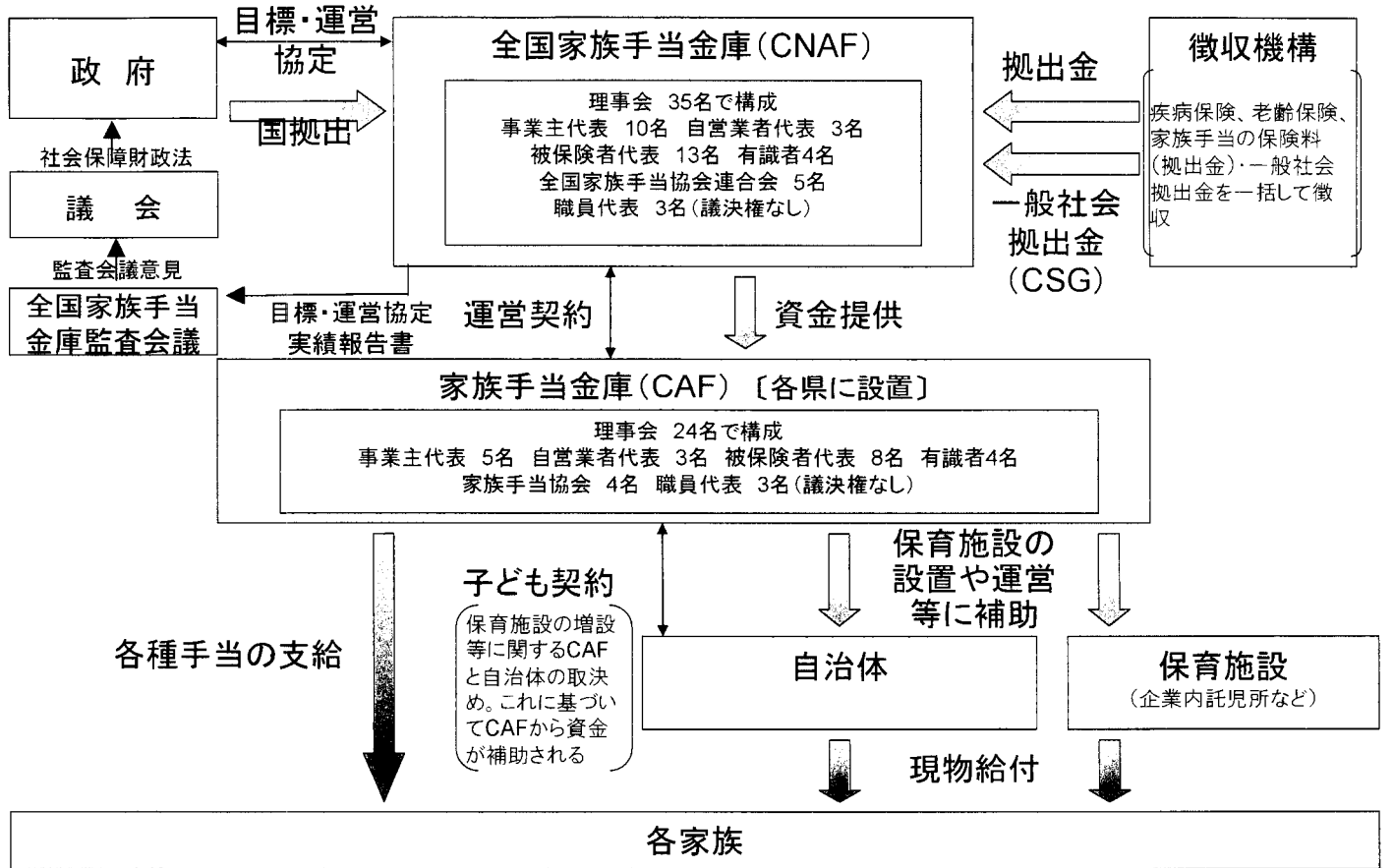
- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないかと。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

27

# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ

(社会保険以外の社会連携による次世代育成支援の例)



## 保育所利用の仕組み

### 保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設  
(児童福祉法第39条第1項)

### 対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

**【利用者】**

保育の実施

### 【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込  
保育料の支払

### 【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託  
保育費用(運営費)の支払

# 認可保育所の入所基準(政令)

—「保育に欠ける」の判断基準—

## ○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

## ○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

30

## 市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

順位	基準	順位	基準
1	保育所定員	1	月、日、月、日本領に於ける以上
2	年齢	2	月、日、月、日本領に於ける以上
3	性別	3	月、日、月、日本領に於ける以上
4	保護者の職業	4	月、日、月、日本領に於ける以上
5	保護者の収入	5	月、日、月、日本領に於ける以上
6	保護者の学歴	6	月、日、月、日本領に於ける以上
7	保護者の健康状態	7	月、日、月、日本領に於ける以上
8	保護者の居住状況	8	月、日、月、日本領に於ける以上
9	保護者の家族構成	9	月、日、月、日本領に於ける以上
10	保護者の社会関係	10	月、日、月、日本領に於ける以上
11	保護者のその他	11	月、日、月、日本領に於ける以上

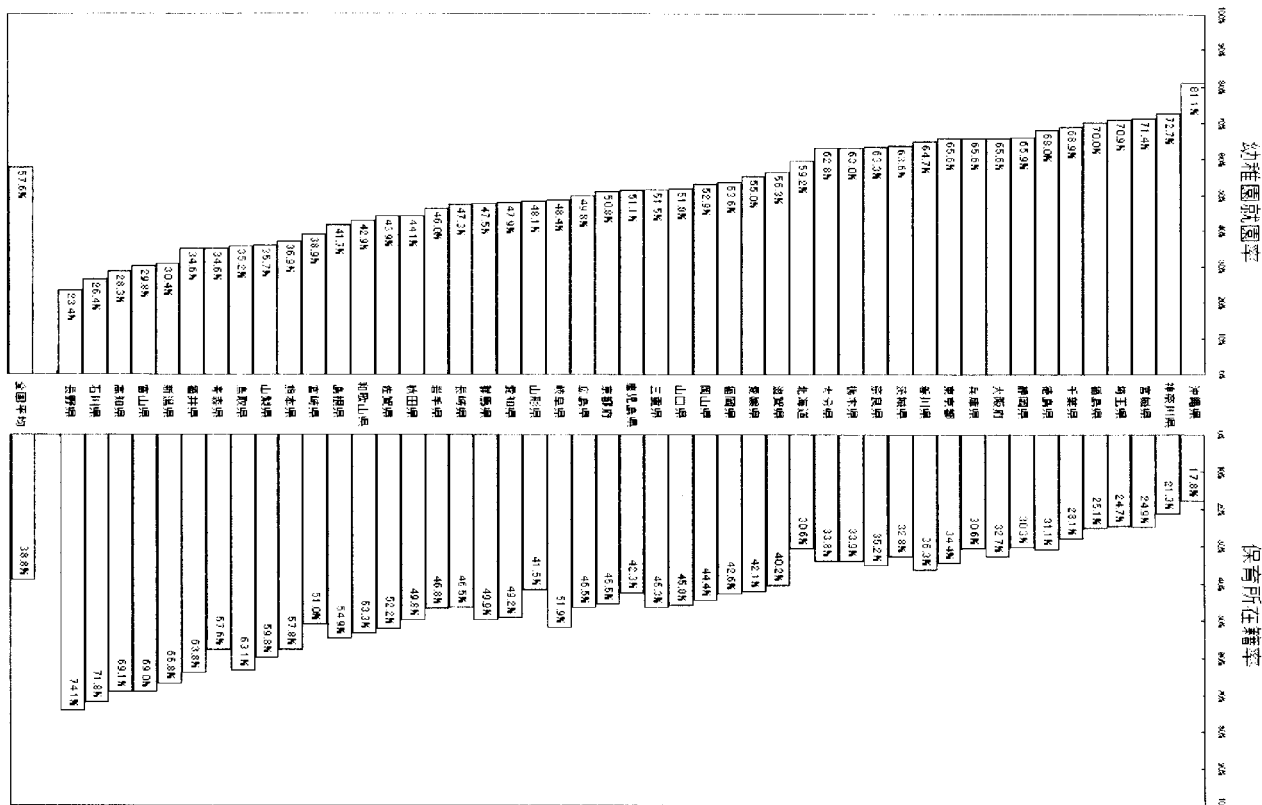
別表2 同一ランク内での選考指数表

項目	説明	指数
世界遺産	1. 世界遺産に指定された地域に所在すること。	100
国定公園	2. 国定公園に指定された地域に所在すること。	80
市立公園	3. 市立公園に指定された地域に所在すること。	60
緑地	4. 緑地に指定された地域に所在すること。	40
水辺	5. 水辺に指定された地域に所在すること。	20
その他	6. その他に指定された地域に所在すること。	10

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

項目	調整
年齢	年齢が低いほど調整
性別	性別が異なるほど調整
保護者の職業	保護者の職業が異なるほど調整
保護者の収入	保護者の収入が異なるほど調整
保護者の学歴	保護者の学歴が異なるほど調整
保護者の健康状態	保護者の健康状態が異なるほど調整
保護者の居住状況	保護者の居住状況が異なるほど調整
保護者の家族構成	保護者の家族構成が異なるほど調整
保護者のその他	保護者のその他が異なるほど調整

31



(注) 保育所在籍率については「平成17年社会福祉施設調査報告書」の5歳児及び6歳児の幼児を年齢ごに集計し、その割合を算出したものである。  
 (資料) 幼稚園就園率「平成17年度児童育成基本調査報告書」厚生労働省「平成17年度社会福祉施設調査報告書」

### 多様な主体の参画・協働による子育て支援事例

○多様な主体の参画・協働による取組としては、計画・施策の企画立案・点検・評価への子育て団体等の参画、行政から団体への事業委託、団体等への助成など、多様な形があり得るが、協働による事業実施としては、以下のような取組例もある。

取組事例	みえ次世代育成応援企業等マッチングシステム（三重県）	父親の子育て参加促進事業（埼玉県） （「お父さん応援講座」の実施）	
取組の概要	「みえ次世代育成応援ネットワーク（インターネット上の情報交換等のネットワーク：平成18年6月～）」会員企業・団体を中心に、企業から使わなくなった備品や事務用品を提供してもらい、子育て支援団体に転送したり、場所の貸出や人材の紹介等、会員間で物とサービスのやりとりをネット上で行うシステム。 （平成19年9月から実施）	多くの父親にとって身近な場所である職場において同僚とともに、子育ての楽しさを実感し、具体的に活用できる地域の社会資源などを学ぶ、「お父さん応援講座」を実施し、父親の子育て参加を進める。（平成19年度から実施） （実施の流れ） 企業等→県に申込→県が実施主体（NPO法人）と調整 →NPO法人が企業等に出向いて講座を実施	
取組のきっかけ	○あるクラフトメーカーが製品とならない素材（紙）を保育園へ提供し活用していた事例があり、その動きが子育て支援センターや他の保育園へと広がっていったことがきっかけとなった。	○父親の子育て参加を促進する事業の実施にあたり、事業案について民間団体から企画提案を公募し、採用したものの。	
	行政	○ネットワークの運営管理、事業の広報、企業・団体等への働きかけ	○受講の募集・広報、企業等からの申込受付、委託事業者との調整 ○講座実施経費（講師人件費、教材費等）の負担 ○県職員を対象とした講座の先行実施
	企業等	○物・サービスの提供（備品、事務用品等が中心）	○講座実施の企画、受講者の募集 ○講座の中で自社の育児との両立支援制度の説明を併せて実施
関わり方	NPO法人等	○サービスの提供（子育て支援団体による、イベント等での子どもダンスの披露や出前子育て相談の実施など）	○講座プログラムの開発、プログラムを実施する人材の養成、企業等との打合せ、講座の実施
実績	○約600企業・団体が参画 ○マッチング実績（平成19年9月～2月） ・事務用品を中心に24件、サービスについては未把握	○民間事業者4社+県庁	
効果	○中小企業にも取り組みやすい地域貢献の仕組みを作ることで、地元企業と子育て支援団体の交流が生まれた。	○企業・事業所で実施することにより、仕事に忙しい父親も参加でき、父親の子育てへの参加意識を高め、職場でのワークライフバランスを進めることができた。 ○実施企業からは継続して開催する方向で検討中との声もある。	
今後の方向性	○事業のさらなる周知 ○県内の子育てサークルやNPO法人には、インターネットにつながる環境が整っていないところも多く、紙ベースでの広報や対応が重要。 ○提供企業の開拓（具体的に提供する物やサービスの確保）	○企業では、従業員の父親としての子育て支援となると関心があまり高くないのが現状。事業のさらなる広報とあわせ、県庁職員が企業を直接訪問して、事業のPRを進めていくなど地道な取組が重要。	

取組事例	子育て総合支援センター事業（徳島県）	子育てネットの運営・マップづくり（三鷹市）
取組の概要	徳島県子育て総合支援センター「みらい」（平成18年11月に徳島県男女共同参画交流センター内に開設）では、子育て関係組織等の取り組みを総合的にコーディネートするとともに、関係機関等の連携推進や人材育成、子育て支援情報の集積・発信、相談事業の実施等、地域における子育て支援活動を積極的に支援	「みたか子育てネット」（ネットワーク上で、様々な子育て情報の紹介や子育て相談を行っているサイト）の運営や、「三鷹おでかけマップ」（乳幼児の保護者を対象にした市内まちなきマップ）の作成を企業やNPO法人と協働して実施。
取組のきっかけ	○子育て家庭の支援に向けて、市町村・NPO・子育てサークル等の組織が活動を展開する中、さらなる利便性と相互の連携強化を図ることにより、地域の子育て機能の総合力を高め、次世代育成支援を推進することを目的に開設	○第3セクターである（株）まちづくり三鷹を設立し、地域振興を進めてきた中で、子育て中のママが活動母体となっているNPO法人と関わりを持ったこと。より市民に近いところで運営をすることが、市民との距離感を縮めるとの思い。
関わり方	行政 (市町村) ○子育て支援機関等連携推進会議への参画や情報提供(県) ○子育て支援機関等連携推進会議の開催 ○情報集積・発信 ○地域の子育て支援に関わる人材活用や養成事業の実施 ○子育て支援活動者に向けた相談事業の実施	○掲載コンテンツの決定 ○ネットを通じて寄せられた質問に対する回答等 ○マップの編集・発行については行政とNPO法人が協働
	企業等 ○児童養護施設や保育所を運営する社会福祉法人が子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○企業と連携した子育て支援の取り組みが今後の課題である。	○サイト全般の管理運営
	NPO法人等 ○子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○子育てサークル等に出向き活動支援（子育て応援の匠派遣事業）	○子育てネットのコンテンツ更新など運営全般 ○マップの取材、編集
実績	○子育て支援機関等連携推進会議を県域4ブロックで開催 ○ニュースレターの発行○医師等の有資格者や子育て支援活動の実践者を「子育て応援の匠」として登録・派遣する。○ボランティア養成講座の開催や養成講座修了者の登録○子育てサークル支援研修を実施○相談事業の実施○研修室や託児室等の設備を有する男女共同参画交流センターの特性を活かした共催事業の実施	○子育てネットの年間アクセス数約450,000件 ○マップについては、毎年度5～6千部を発行
効果	○子育て支援機関の連携推進 ○子育て支援活動者の情報交流 ○人材育成	○コンテンツについては、母親の視点でまとめたものや母親同士、双方向で得られる情報等を中心にまとめられており、特に子育てネットは、24時間いつでも欲しい情報にアクセスでき、実用性が高いとの評価を受けている。 URL <a href="http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/">http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/</a>
今後の方向性	○事業のPR等を進め、子育て支援関係者のセンター事業活用の拡大を図る。 ○さまざまな子育て支援活動のネットワークづくりや支援事業を進め、地域での子育て支援活動がより広がりをもち、充実したものとなるようコーディネート、支援を行っていく。	○情報提供のみならず、保育士など専門家が地域（住民協議会が管理するコミュニティセンター）に出向き、出前型の親子ひろば事業を展開することや、協働センターを中心に、子育てNPOとの定期的な情報交換会を実施するなど、協働の展開をさらに進めている。

34

## 社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,882人	2,453人	3,424人

資料: 福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数(公立・私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

資料: 社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在]

自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]  
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

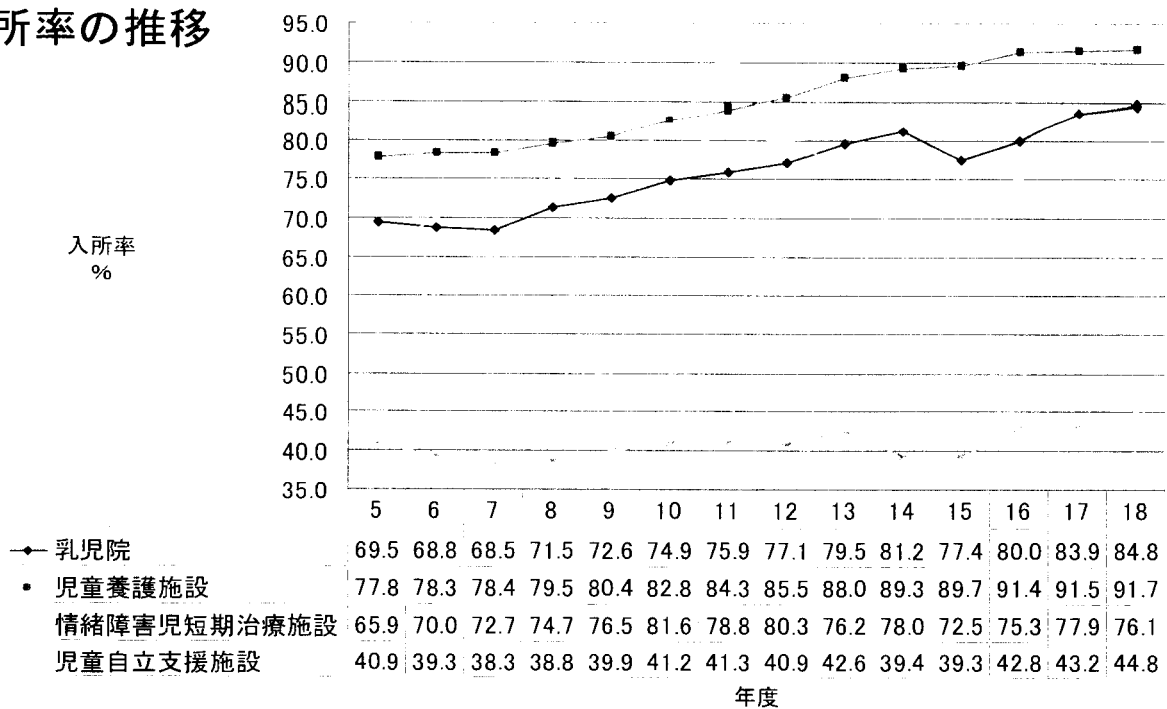
資料: 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

35

# 社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

→ 施設の入所率は増加する傾向にある

## 入所率の推移



※社会福祉施設等調査報告

36

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

### 緊要性

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加  
→ 経済的に自立できない層
- 長時間労働  
→ 「心身の疲労」「家族の団らんを持ってない層」
- 働き方の選択肢の制約  
→ 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、多様な人材を活かすことができない

### 実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 就業率(②、③にも関連)  
＜女性(25～44才)＞  
現状 64.9% → 2017年 69～72%
- ＜高齢者(60～64才)＞  
現状 52.6% → 2017年 60～61%
- フリーターの数  
現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

#### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合  
現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率  
現状 46.6% → 2017年 完全取得

#### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 第1子出産前後の女性の継続就業率  
現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率  
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%  
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)  
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日